

一般債振替決済口座管理規定

第1条（趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う次の一般債にかかるお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

- ① 地方債
- ② 政府保証債

第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当組合が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分（以下、「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分（以下、「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当組合は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当組合所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当組合は、お客様から当組合所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または当組合からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当組合への届出事項）

当組合所定の申込書に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号（次条に定める共通番号をいいます。）等をもって、お届

出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるもの。
 - ③ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの。
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの。
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当組合所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当組合に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

当組合は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当組合所定の依頼書によりお申込みください。

第8条（担保の設定）

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当組合所定の手続きにより振替を行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還または繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当組合に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当組合は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第 10 条（元利金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）および利金を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、農林中央金庫が当組合に代わってこれを受け取り、当組合が農林中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当組合からお客様にお支払いします。

- 2 当組合は、前項の規定にかかわらず、当組合所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当組合に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 11 条（お客様への連絡事項）

当組合は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当組合所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当組合販売窓口にご連絡ください。
- 3 当組合が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当組合は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第 12 条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当組合は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏

名または名称、住所、共通番号等とします。

第 13 条（手数料）

当組合は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当組合は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金または利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第 14 条（当組合の連帯保証義務）

機構または農林中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がこれを連帯して保証いたします。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金および利金の支払いをする義務
- ② その他、機構または農林中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 15 条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当組合は、機構において取り扱う一般債のうち、当組合が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当組合は、当組合における一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第 16 条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 17 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内

容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 18 条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申出があった場合。
 - ② お客様が手数料を支払わない場合。
 - ③ お客様について相続の開始があった場合。
 - ④ お客様等がこの規定に違反した場合。
 - ⑤ 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。
 - ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。
 - ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
 - ⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。
 - ⑨ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ⑩ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑪ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ⑫ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。
 - ⑬ ⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当組合は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

第 19 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている一般債および金銭については、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 20 条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。

第 21 条（免責事項）

当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 20 条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 22 条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当組合に対し、その旨をお申出ください。

第 23 条（この規定の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

2026 年 4 月 13 日

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026 年 4 月 13 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 （省略） 第 4 条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、<u>第 11 条</u>第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<u>第 11 条</u>第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。 第 5 条～第 7 条 （省略） 第 8 条（免責事項） 当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 当組合所定の書類等を使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害 ③ 当組合所定の書類等を使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害	第 1 条～第 3 条 （同左） 第 4 条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、<u>第 10 条</u>第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<u>第 10 条</u>第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。 第 5 条～第 7 条 （同左） 第 8 条（免責事項） 当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 当組合所定の書類等を使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害 ③ 当組合所定の書類等を使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

改正後	改正前
⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第17条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害	⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第16条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害
第9条（届出事項の変更） お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>もしくは</u>名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条<u>第16項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。	第9条（届出事項の変更） お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>また</u><u>は</u>名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条<u>第15項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。
第2項、第3項 （省略）	第2項、第3項 （同左）
第10条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u>	<u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>
第11条（投資信託総合取引の解約）	

改正後	改正前
(省略) 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。	第10条（投資信託総合取引の解約） （同左） 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき

改正後	改正前
③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ その他イからニに準ずる行為 <u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u>	関係を有すること。 ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ その他イからニに準ずる行為 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>
第3項 (省略)	第3項 (同左)
<u>第12条</u> (換金時の取扱い)	<u>第11条</u> (換金時の取扱い)
(省略)	(同左)
<u>第13条</u> (規定等の変更)	<u>第12条</u> (規定等の変更)
(省略)	(同左)
<u>第14条</u> (合意管轄)	<u>第13条</u> (合意管轄)
(省略)	(同左)

改正後	改正前

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
第1条～第14条（省略） <u>第15条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第16条（解約等）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第11条</u>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 <u>第17条（緊急措置）</u> （省略） <u>第18条（その他）</u> （省略）	第1条～第14条（同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第15条（解約等）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第10条</u>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 <u>第16条（緊急措置）</u> （同左） <u>第17条（その他）</u> （同左）

外国証券取引口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 15 条 （省略） <u>第 16 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 17 条（契約の解約）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 11 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第 2 項 （省略） <u>第 18 条（その他）</u> （省略）	第 1 条～第 15 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第 16 条（契約の解約）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 10 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第 2 項 （同左） <u>第 17 条（その他）</u> （同左）

特定口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 （省略） 第 6 条（特定口座開設後の取引）	第 1 条～第 5 条 （同左） 第 6 条（特定口座開設後の取引）

改正後	改正前
(省略) 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定</u>非課税管理勘定で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に限ります。</u> 第7条～第12条 （省略） 第13条（特定口座年間取引報告書の送付） （省略） 2 前項にかかわらず、<u>第19条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 第3項、第4項 （省略） 第14条～第17条 （省略） <u>第18条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u>	(同左) 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資 <u>(追加)</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の <u>(追加)</u> 非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該 <u>(追加)</u> 非課税管理勘定で行うか、 <u>(追加)</u> 特定口座で行うかを選択するものとします。 <u>(追加)</u> 第7条～第12条 （同左） 第13条（特定口座年間取引報告書の送付） （同左） 2 前項にかかわらず、<u>第18条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 第3項、第4項 （同左） 第14条～第17条 （同左） <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 19 条（特定口座の廃止） この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 20 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により	<u>(追加)</u> 第 18 条（特定口座の廃止） この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 19 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒

改正後	改正前
特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項 （省略） 第 20 条（免責事項） （省略） 第 21 条（約款の変更） （省略） 第 22 条（合意管轄） （省略）	久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項 （同左） 第 19 条（免責事項） （同左） 第 20 条（約款の変更） （同左） 第 21 条（合意管轄） （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） （省略） 第 2 項～第 5 項 （省略） 6 第 2 項、第 2 項の 2 または第 3 項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下、あわせて「廃止通知書」といいます。）の提出を受けた場合、<u>（削除）</u> 非課税口座は、<u>これらの書類の提出があった日において</u> 開設されます。<u>（削除）</u> 第 7 項～第 9 項 （省略） 10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または	第 1 条 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） （同左） 第 2 項～第 5 項 （同左） 6 第 2 項、第 2 項の 2 または第 3 項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下、あわせて「廃止通知書」といいます。）の提出を受けた場合、<u>当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。</u> 非課税口座は、<u>当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に</u> 開設されます。<u>ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。</u> 第 7 項～第 9 項 （同左） 10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または

改正後	改正前
当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合</u>には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 <u>(削除)</u> 第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定</u>	当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合 <u>(追加)</u> には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 <u>11 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u> 第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>が重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱っていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします

改正後	改正前
<u>非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。	（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。
第 3 条（特定累積投資勘定の設定） （省略）	第 3 条（特定累積投資勘定の設定） （同左）
第 2 項、第 3 項 （省略）	第 2 項、第 3 項 （同左）
4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。	4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に<u>（追加）</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。
第 3 条の 2～第 7 条 （省略）	第 3 条の 2～第 7 条 （同左）
第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （省略）	第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （同左）
2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第 1 号に掲げる株式投資信託等で</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引	2 特定非課税管理勘定には、<u>（追加）</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引

改正後	改正前
所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。 ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。 イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。 ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。 第8条～第13条 （省略） 第14条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当組合は、法第37条の14 第35項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。 第15条（届出事項の変更） （省略）	所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。 ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。 イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。 ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。 第8条～第13条 （同左） 第14条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当組合は、法第37条の14 第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。 第15条（届出事項の変更） （同左）

改正後	改正前
第2項 (省略) 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14 <u>第23項</u>第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第4項 (省略) <u>第16条 (取引の制限等)</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第17条 (契約の解除)</u> この契約は、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</u> ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出した	第2項 (同左) 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14 <u>第22項</u>第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第4項 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>第16条 (契約の解除)</u> この契約は、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に <u>(追加)</u> 解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に

改正後	改正前
とき 当該提出日 ② 法第37条の14 <u>第23項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第25項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日) ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第23項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 <u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 <u>第18条 (免責事項)</u> (省略)	規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 ② 法第37条の14 <u>第22項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第24項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日) ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第22項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 <u>第17条 (免責事項)</u> (同左)

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
第1条～第9条 (省略) <u>第10条 (取引の制限等)</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限</u>	第1条～第9条 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 11 条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 11 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。 ① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第 2 項 （省略）	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第 10 条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 10 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。 ① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第 2 項 （同左）

「JA の投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 10 条 （省略） 第 11 条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限</u>	第 1 条～第 10 条 （同左） <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 12 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは</u>次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。 なお、お客様が当該解約のお申出をされない場	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第 11 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。

改正後	改正前
合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがあります。その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。 ① 当該約款第17条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第17条（第1項および第2項を<u>除きます。</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第13条（その他） （省略）	なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがあります。その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。 ① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第16条（第1項および第2項を<u>除く</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第12条（その他） （同左）

JAバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第1条 （省略） 第2条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。 ① 投資信託口座の開設 ② 非課税口座の開設（<u>削除</u>） ③ 投資信託の買付け・解約 ④ JAの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止	第1条 （同左） 第2条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。 ① 投資信託口座の開設 ② 非課税口座の開設（<u>廃止通知書に基づき開設する方法を除きます。</u>） ③ 投資信託の買付け・解約 ④ JAの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約

改正後	改正前
⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。） ⑥ 分配金取扱方法の変更 ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送） ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス 第3条 （省略） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第2条第1号</u>に定める<u>投資信託口座の開設は</u>ご利用いただけません。 ③ J AサービスIDを保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第2項 （省略） 第5条～第14条 （省略） 第15条（取引報告書等の電子交付） （省略） 第2項 （省略） 3 電子交付の方法は前条<u>第2項</u>で定める方法と同様とし、<u>前項</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。 第4項 （省略） 第16条～第21条 （省略） <u>（削除）</u>	約、変更、廃止 ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。） ⑥ 分配金取扱方法の変更 ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送） ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス 第3条 （同左） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第22条</u>に定める<u>75歳到達時と同様に本サービスの一部が</u>ご利用いただけません。 ③ J AサービスIDを保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第2項 （同左） 第5条～第14条 （同左） 第15条（取引報告書等の電子交付） （同左） 第2項 （同左） 3 電子交付の方法は前条<u>第2号</u>で定める方法と同様とし、<u>前号</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。 第4項 （同左） 第16条～第21条 （同左） <u>第22条（75歳到達時）</u> <u>本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに</u>

改正後	改正前
<u>第 22 条</u>（届出事項の変更等） （省略） <u>第 23 条</u>（本サービスの停止） （省略） <u>第 24 条</u>（サービス内容の変更等） （省略） <u>第 25 条</u>（取引の制限等） 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。 第 26 条（本サービスの解約） 投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第	<u>限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</u> <u>① 非課税口座の開設（既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。）</u> <u>② 投信つみたてサービスの契約廃止</u> <u>③ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（電子交付または郵送）</u> <u>④ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</u> <u>第 23 条</u>（届出事項の変更等） （同左） <u>第 24 条</u>（本サービスの停止） （同左） <u>第 25 条</u>（サービス内容の変更等） （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第 26 条（本サービスの解約）

改正後	改正前
<u>2項のいずれかに該当した場合、もしくは</u>次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様がJ AサービスIDの利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 第27条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>第三者によりJ AサービスIDまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u>	<u>(追加)</u>次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様がJ AサービスIDの利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 第27条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u> ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用され

改正後	改正前
⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条、第 29 条 （省略）	た場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条、第 29 条 （同左）

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

改正後	改正前
第1条～第18条 （省略） <u>第19条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第20条（解約等）</u> （省略） 第2項、第3項 （省略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認め	第1条～第18条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第19条（解約等）</u> （同左） 第2項、第3項 （同左） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。

改正後	改正前
られ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかにになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第5項、第6項 (省略) 第21条 (解約時の取扱い) (省略) 第22条 (緊急措置) (省略) 第23条 (公示催告等の調査) (省略) 第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略) 第25条 (免責事項) 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影	③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第5項、第6項 (同左) 第20条 (解約時の取扱い) (同左) 第21条 (緊急措置) (同左) 第22条 (公示催告等の調査) (同左) 第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左) 第24条 (免責事項)

改正後	改正前
(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第22条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 第26条 (規定の変更) (省略)	当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第21条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 第25条 (規定の変更) (同左)

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、通帳式）

改正後	改正前
第1条～第18条 (省略) <u>第19条 (取引の制限等)</u> 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し	第1条～第18条 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>て各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第20条（解約等） （省略） 第2項、第3項 （省略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第19条（解約等） （同左） 第2項、第3項 （同左） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。

改正後	改正前
<u>らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第5項、第6項 (省略) 第21条 (解約時の取扱い) (省略) 第22条 (緊急措置) (省略) 第23条 (公示催告等の調査) (省略) 第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略) 第25条 (免責事項) 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出	⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第5項、第6項 (同左) 第20条 (解約時の取扱い) (同左) 第21条 (緊急措置) (同左) 第22条 (公示催告等の調査) (同左) 第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左) 第24条 (免責事項) 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返

改正後	改正前
の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 22 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 第 26 条（規定の変更） （省略）	還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 21 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 第 25 条（規定の変更） （同左）

一般債振替決済口座管理規定

改正後	改正前
第 1 条～第 16 条 （省略） 第 17 条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判</u>	第 1 条～第 16 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

改正後	改正前
<u>断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第18条（解約等） 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申出があった場合。 ② お客様が手数料を支払わない場合。 <u>③ お客様について相続の開始があった場合。</u> <u>④ お客様等がこの規定に違反した場合。</u> <u>⑤ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</u> <u>⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</u> <u>⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑨ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑩ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑪ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u>	<u>(追加)</u> 第17条（解約等） 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申出があった場合。 ② お客様が手数料を支払わない場合。 <u>(追加)</u> <u>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</u> <u>④ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</u> <u>⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</u> <u>⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>⑫ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑬ ⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第2項、第3項 (省略) 第19条 (解約時の取扱い) (省略) 第20条 (緊急措置) (省略) 第21条 (免責事項) 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 第20条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 第22条 (機構非関与銘柄の振替の申請) (省略) 第23条 (この規定の変更) (省略)	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第2項、第3項 (同左) 第18条 (解約時の取扱い) (同左) 第19条 (緊急措置) (同左) 第20条 (免責事項) 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 第19条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害

改正後	改正前
	第21条（機構非関与銘柄の振替の申請） （同左） 第22条（この規定の変更） （同左）

MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

改正後	改正前
第1条～第8条 （省略） 第9条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第10条（解約） 本契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。 ① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。 ② 投資対象のMR Fが償還された場合。 ③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。 第2項 （省略）	第1条～第8条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第9条（解約） 本契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。 ① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。 ② 投資対象のMR Fが償還された場合。

改正後	改正前
<u>第 11 条</u>（その他） （省略） <u>第 12 条</u>（MR F の変更） （省略） <u>第 13 条</u>（合意管轄） （省略） <u>第 14 条</u>（約款の変更） （省略）	③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解 約を申し出た場合。 第 2 項 （同左） <u>第 10 条</u>（その他） （同左） <u>第 11 条</u>（MR F の変更） （同左） <u>第 12 条</u>（合意管轄） （同左） <u>第 13 条</u>（約款の変更） （同左）

以 上

2026 年 4 月 13 日
ふかや農業協同組合